1091

業者特定理由書

名　　称	可動式ホーム柵保守用部品（日立製）
特定業者	株式会社　日立パワーソリューションズ
（特定機種）	別添購入仕様書の通り
特定理由	本物品は、札幌市交通局が独自の仕様により㈱日立製作所が製造した可動式ホーム柵に用いられている専用部品である。 本調達は、緊急修繕時等の補修用予備部品であり、標記機種でなければ、取付後に装置の製造者から性能保証を得られないので標記機種を特定いたしたい。 標記業者は製造者である㈱日立製作所製品の保守・修理・整備に関する業務を事業としているグループ会社であり、当該部品について製造者と同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。 また、当該部品を取扱っている業者が上記業者に限定される特定販売品であることから、特定することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

26201K

業者特定理由書

〔製造請負〕2一部更新

名称	南北線さっぽろ駅第１電気室配電設備改造	
特定業者	三菱電機株式会社　北海道支社	
特定理由	本件は、さっぽろ駅ホーム増設に伴い追加となる換気設備等へ電力を供給するため、既設配電設備の一部を改造するものである。 改造対象設備は駅電気室等の電力供給および制御・管理を行う機能を担っており、南北線さっぽろ駅の配電設備改造にあたっては標記業者占有の技術、知識及び設備・装置・機器等が必要であり、標記業者以外が改造した場合、配電設備全体に支障を与える恐れがあるため、特定することといたしたい。	
	標記機器等の用途・性能	駅電気室の配電設備は、各駅の負荷設備へ電力を供給するための設備で、2回線スポットネットワーク方式で構成されている。各駅で420Vまで降圧した後は、複数系統へ樹枝状に分岐し、テイクオフ盤内のテイクオフ遮断器を介して駅負荷設備に電力を供給している。また、インターフェイス盤により当該駅電気室の機器各部の状態、計測並びに保護装置等の情報を一括に集約している。
	メーカー独自の技術・知識・施設・設備等が必要とする事由 （更新にあたり他の関連機器との関係から制約を受ける事項等）	本件は、本市独自の仕様により標記業者が設計・施工した駅電気室の配電設備の一部（テイクオフ盤およびインターフェイス盤）を改造するものである。 改造後の正常な運用には機器単体のみならず、システム全体の状況を把握する必要があるため、標記業者のみが所有する詳細な設計図が必要となるほか、改造には標記業者占有の技術及び知識が必要であるため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

1092

業者特定理由書

名称	東豊線9000形車両戸車ほか
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社
（特定機種）	仕様書のとおり
特定理由	**【機種を特定した理由】** 標記部品は東豊線9000形車両専用部品であり、他製品とは互換性が無く、標記機種でなければ車両に適合しないため。また、標記部品は納入業者が標記業者にかぎられる特定販売品であるため、特定することとしたい。 **【特定者と契約する理由】** 標記業者は標記機種のメーカーである川崎車両㈱より車両部品の購入について保守専門会社として指定を受けている業者であり、標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による入手経路が存在しないため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の14第１項第2号

1095

業　者　特定理由書

［物品購入］部品等

名称	電磁接触器ほか	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社	
(特定機種)	仕様書番号　札交車26第2123号のとおり。（川崎車両（株）製）	
特定理由	標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性がなく、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記物品は納入業者が標記業者（別添に示す保守専門会社の指定のとおり）に限られる特定販売品であるため、特定することといたしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	ファン制御盤、電灯接触器盤、前照灯、車体接地装置 ノッチ表示器
	上記機器等のメーカー	川崎車両㈱
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	電磁接触器は車両の電灯及びファンを入切・保持するための接触器である。 前照灯スイッチは、前照灯の入切するものである。 ハロゲン式シールドビームは、車両用に設計されたものであり、地下鉄の前照灯である。 車体接地装置はゴムタイヤ地下鉄において、乗客の安全確保の為に感電を防ぐ重要な装置であり、万一の時電気を車外に逃がすことができる装置である。 ノッチ表示器は、運転士がブレーキステップ・力行ノッチを把握するうえで欠かせない計器である。
	用途・性能	経年劣化等に伴う消耗部品として購入
	特定業者とのメーカーとの関係	グループ会社
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号	

1099

業者特定理由書

名称	東豊線9000形車両用速度発電機
特定業者	株式会社日立製作所　北海道支社
（特定機種）	仕様書のとおり
特定理由	標記物品は東豊線9000形車両用の専用装置であり、他の製品とは互換性はなく、標記機種でなければ車両に適合しないことから機種を特定いたしたい。 また標記物品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、業者についても特定することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号

2015

業者特定理由書

〔製造請負〕 1新規製造

名　　称	東西線誘導無線装置更新	
特定業者	日本信号株式会社　北海道支店	
特定理由	本製造請負は運用開始から約 20～25 年経過している東西線誘導無線地上装置の更新を行うものである。 本装置及び車上装置は本市の仕様により標記業者が設計、製造したものであり、更新にあたっては、同機器のハードウェア・ソフトウェアに関するメーカー独自の占有技術及び知識が不可欠であり、標記業者以外が履行した場合に、運転保安設備の安定的な運用に支障が生じる恐れがあるため、標記業者に特定することといたしたい。	
	標記機器等の用途・性能	誘導無線装置は、通常の業務連絡に用いる通話系と事故時等における緊急時に非常発報を行う装置であり、高速電車運転取扱規定の「非常運転」や「事故の処理」に使用するなど列車運行における重要な保安通信設備である。
	メーカー独自の技術・知識・施設・設備等が必要とする事由	本製造請負は、現用車上装置等を運用しつつ、誘導無線地上設備のみを更新するため誘導無線地上装置および車上装置についての十分な知識が必要であり、また、地下鉄の安全かつ効率的な運行を確保するうえで欠くことのできない重要な設備であることから、更新するためには、当該メーカー独自の専門的知識及び占有技術が必要であるため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 第11条第1項第二号	

1113

業者特定理由書

名　称	東豊線9000形車両艤装部品
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社
(特定機種)	仕様書のとおり
特定理由	標記物品は東豊線9000形車両ドア開閉時に動作する接触器及び車両間で電気回路を接続するジャンパー線内で使用されている0リングである。 他の製品と互換性はなく、標記機種でなければ、適正な稼働が見込めないことから機種を特定いたしたい。 また、標記業者は、標記機種のメーカーである川崎車両（株）より車両部品の購入について保守専門会社として指定を受けている業者である。標記物品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、併せて業者を特定することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第２号

1117

業者特定理由書

名　　称	上下式転てつ器部品	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング㈱	
(特定機種)	仕様書のとおり〔川崎車両㈱〕製	
特定理由	上下式転てつ器部品は、下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性がなく、標記物品でなければ製造者の性能保証が得られないことから、部品を特定いたしたい。 また、標記物品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特定することといたしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	転てつ器
	上記機器等の製造者	川崎車両㈱（川崎重工業㈱事業承継社）
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	高速電車の進路を分岐させるための線路設備
	部品等の用途・性能	転てつ器を保守するための部品。 経年劣化等に伴う交換用として購入。
	特定業者と製造者との関係	上記製造者製品のメンテナンス業務及び販売を事業としているグループ会社
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

26 2016

業者特定理由書

〔製造請負〕　１技術的要件

名称	南北線総合伝送路装置更新（南基地）	
特定業者	ＮＥＣネッツエスアイ株式会社　北海道支店	
特定理由	本件は南車両基地の耐震改修工事において信号通信機器室を解体することに伴い、新設される信号通信機器室に総合伝送路装置を新設するために必要なユニットを製造するものである。ユニット製造にあたっては、既設設備との関係からメーカー独自の技術及び知識が必要である。当該メーカーの北海道における交通分野の受注事業については、グループ会社である標記特定業者が担当しており、標記特定業者以外が履行した場合に、既設設備の安定的な運用に支障が生じる恐れがあるため、特定して随意契約することといたしたい。	
	製造の対象となる設備・機器・システム等の名称	総合伝送路装置
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	総合伝送路システムは、業務電話・旅客案内放送・誘導無線通話情報等のアナログ情報や、誘導無線情報・案内表示情報等のデジタル情報、故障監視装置・運行状況等のIP網接続の共通ルータ回線を収容し、一括で光ファイバケーブルにて伝送する多目的複合情報伝送システムである。
	上記設備等のメーカー	日本電気株式会社
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	上記メーカー製品の保守業務、機器更新及び改修を事業としているグループ会社（メーカーは自社製品の保守業務等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業務についてメーカーと同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。）
	メーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	上記装置は、南基地の既設総合伝送路システムと同様の装置を製造するため、既設設備について当該メーカー独自の専門的知識及び占有技術が必要であるため。
根拠規定	「地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号」及び 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第２号」	

2017

業者特定理由書

名称	南北線運転状況記録地上装置更新	
特定業者	三菱電機㈱北海道支社	
特定理由	本件は既設の南北線5000形車両用運転状況記録地上装置の構成機器を部分更新するものである。南北線5000形車両用運転状況記録地上装置は、車両の車上検査装置により収集した車両の運転状況、故障状況等のデータを麻生駅、大通駅、自衛隊前駅、真駒内駅に設置した本装置の地上装置により収集し、本装置を構成するPCにより収集データの閲覧、編集等を行う装置である。本装置は車両の車上検査装置との互換性が無ければ運用することができないため、車上検査装置及び本装置に対するメーカー占有の技術及び知識が必要であり、製造・納入をした標記業者でなければ更新後の性能及び機能が保証できないことから、業者を特定することといたしたい。	
	標記機器等の用途・性能	運転状況記録地上装置は車両の車上検査装置により収集した運転状況、故障状況等のデータの読出しや保存、車上検査装置で実施した年検査及び月検査等の検査記録を保存・帳票する装置。
	メーカー独自の技術・知識・施設・設備等を必要とする事由	運転状況記録地上装置及び車両の車上検査装置に関する、メーカー占有の設計・製作に係わる技術・知識を必要とするため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号	

1120

業者特定理由書

名称	南北線5000形車両SIV装置用基板ほか（三菱製）
特定業者	三菱電機株式会社 北海道支社
（特定機種）	品名：仕様書のとおり〔三菱電機㈱製〕
特定理由	当該部品はSIV装置に搭載している部品であり、5000形車両に搭載中の標記業者の装置の専用部品である。そのため他社の製品とは互換性が無く、装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特定して随意契約することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号

26.1122

業者特定理由書

名称	電力管理システム制御サーバ（RS90/170）
特定業者	株式会社 日立製作所 北海道支社
（特定機種）	仕様書のとおり【㈱日立製作所 製】
特定理由	標記物品は電力管理システム装置（中央装置、変電所及び電気室制御装置）の専用機器であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記製作業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による入手経路が存在しないため、特定して随意契約することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号

26 11 25

業者特定理由書

名称	東西線8000形車両車体部品	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社	
(特定機種)	仕様書に掲げる川崎車両(株)製の部品	
特定理由	標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記物品は納入業者が標記業者（別添に示す保守専門会社の指定のとおり）に限定される特定販売品であるため、業者を特定することといたしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	①東西線８０００形車両 中心ピン（品No. 1-3） ②東西線８０００形車両 妻引戸　（品No. 4, 5） ③東西線８０００形車両 側開戸　（品No. 6, 7） ④東西線８０００形車両 側引戸　（品No. 8-11） ⑤東西線８０００形車両 客室腰掛（品No. 12-14）
	上記機器等のメーカー	川崎車両株式会社
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	①車体と台車を連結する装置 ②車両間を仕切る扉 ③車両側面にある乗務員が乗降する扉 ④車両側面にある利用者が乗降する扉
	部品等の用途・性能	①車体と中心ピンを締結する部品 ②妻引戸の戸閉を緩衝、戸閉状態を保持する装置 ③側開戸の戸当りを緩衝、密着するゴム ④側引戸がレール上を移動するための吊り戸車 ⑤座面の凹凸の型、内部のクッション
	特定業者とのメーカーとの関係	グループ会社
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号	

261127

業者特定理由書

名称	路面電車1100形用車軸
特定業者	住友商事北海道株式会社
（特定機種）	仕様書のとおり
特定理由	【機種を特定した理由】 本調達は、本市所有車両である1100形用台車に使用する車軸を購入するものである。 標記機種以外では互換性がないため、標記機種に特定する必要がある。 【特定業者と契約する理由】 車軸の製造元は日本製鉄㈱となるが、販売業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特命することとしたい。 （別紙代理店証明書のとおり）
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

261128

業者特定理由書

名称	電力管理システムRS/TS用PLC予備品
特定業者	株式会社 日立製作所 北海道支社
(特定機種)	仕様書のとおり【㈱日立製作所 製】
特定理由	標記物品は電力管理システム装置（中央装置、変電所及び電気室制御装置）の専用機器であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記製作業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による入手経路が存在しないため、特定して随意契約することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号

26 1129

業者特定理由書

名　　称	南北線５０００形車両車内防犯カメラ購入
特定業者	浜井電球工業株式会社
（特定機種）	浜井電球工業株式会社製 車内防犯カメラ　H-LTC1226W01-W
特定理由	南北線５０００形車両では、令和７年度の業務委託にて、上記機器が適合することを調査した上で、３編成に上記機器を導入した経緯がある。 導入する機種が異なることにより、機器の運用及び保守管理に悪影響を及ぼすことを防止するため、残り１７編成においても、同等の機器を採用する必要があるため、特定することとしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第２号

261133

業者特定理由書

名　称	東豊線9000形車両主幹制御器更新
特定業者	東芝インフラテクノサービス（株）北海道支店
（特定機種）	仕様書のとおり
特定理由	標記物品は東豊線9000形車両の運転に必要な制御（力行、ブレーキ、進行方向等）を行う。また、ワンマン運転時に使用するATO出発押ボタン、ドア開閉に関する押ボタン等が搭載されている。 他の製品と互換性はなく、標記機種でなければ、適正な稼働が見込めないことから機種を特定いたしたい。 また、標記業者は、標記機種のメーカーである東芝より車両部品の購入について保守専門会社として指定を受けている業者である。標記物品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、併せて業者を特定することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第２号

261134

業者特定理由書

名称	東西線8000形車両　RP23システムI/Fユニット　ほか
特定業者	三菱電機株式会社　北海道支社
（特定機種）	仕様書のとおり
特定理由	当該部品はVVVF装置に搭載している部品であり、8000形車両に搭載中の標記業者の装置の専用部品である。そのため他社の製品とは互換性が無く、装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特定して随意契約することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

26-37

業者特定理由書

名称	東西線8000形　8112編成M2車断流器箱　ほか
特定業者	株式会社日立製作所　北海道支社
（特定機種）	仕様書のとおり
特定理由	当該部品はVVVF装置に搭載している部品であり、8000形車両に搭載中の標記業者の装置の専用部品である。そのため他社の製品とは互換性が無く、装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特定して随意契約することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号

2018

業者特定理由書

名　　称	麻生252転てつ器曲線案内軌条(ハ)更新
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社
(特定機種)	
特定理由	本件は、麻生駅の南側に設置されているシーザス式転てつ器の曲線案内軌条を更新するものである。当該設備は本市独自の仕様により川崎車両株式会社が設計・製造した設備であり、一般流通品ではないことから、作業にあたってはメーカーのみが保有する知識・図面等が必要である。 標記業者は、川崎車両株式会社のグループ会社であり、川崎車両株式会社との個別請負契約により本市地下鉄車両及び転てつ器等に関する業務の一部（転てつ器の改修工事を含む）を移管されている。 以上の理由より、標記業者でなければ当該作業の確実な施工が見込めないことから、標記業者を特定いたしたい。
根拠規定	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

1139

業者特定理由書

名　　称	可動式ホーム柵（日立製）オーバーホール用部品
特定業者	（株）日立パワーソリューションズ ~~ソリューション営業統括部~~
（特定機種）	別添購入仕様書の通り
特定理由	本物品は、札幌市交通局が独自の仕様により㈱日立製作所が製造した可動式ホーム柵に用いられている専用部品である。 本物品は、標記装置の専用部品であり、標記機種でなければ、取付後に装置の製造者から性能保証を得られないので標記機種を特定いたしたい。 標記業者は製造者である㈱日立製作所製品の保守・修理・整備に関する業務を事業としているグループ会社であり、当該部品について製造者と同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。 また、当該部品を取扱っている納入業者が上記業者に限定される特定販売品であることから、特定することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

26 2021

業 者 特 定 理 由 書

名称	8000形ATC/ATO試験器更新
特定業者	（株）日立製作所　北海道支店
（特定機種）	別添仕様書　札交車26第5091号のとおり
特定理由	本件は、8000形ATC/ATO試験器の更新を行うものである。業務の履行にあたっては、ATC/ATO制御装置に関するメーカー占有の知識・技術等を必要とする。標記以外の業者では適切な業務の履行が見込めず履行可能者が標記業者に限定されるため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第２号

1147

業者特定理由書

名称	ジャンパー線
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社
(特定機種)	仕様書番号　札交車26第5090号のとおり。
特定理由	標記物品は車両間の渡線に使用され、制御回路などの電気回路を接続・連結するものである。他の製品とは互換性がなく、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記物品は納入業者が標記業者（別添に示す保守専門会社の指定のとおり）に限られる特定販売品であるため、特定することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第２号

1150

業者特定理由書

名　称	南北線5000形車両車体部品（1）	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング(株)	
機種特定	札交車２６第００４２号に掲げる仕様書のとおり［川崎車両株式会社製］	
特定理由	標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記物品は川崎車両㈱から保守専門会社の指定により、当該部品の購入は標記業者のみ可能なため、特定して随意契約することといたしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	南北線5000形車両の車体関係部品（腰掛、扉、台枠付属品ほか）
	上記機器等の製造メーカー	川崎車両株式会社
	上記機器等の用途・性能	運転手やお客様が利用する腰掛（椅子）、乗降するための扉ほか
	部品等の用途・性能	経年劣化等に伴う交換部品
	特定業者と製造メーカーとの関係	グループ会社
根拠規定	地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号	

1151

業者特定理由書

〔物品購入〕部品等

名称	運行管理装置保守部品その３	
特定業者	（株）日立パワーソリューションズ　フロント営業統括部	
(特定機種)	仕様書のとおり	
特定理由	本調達は下記装置の専用部品を購入するものであり、標記機種でなければ装置に適合しないため、機種を特定することとしたい。 また、標記物品は標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による入手経路が存在しないため、業者を特定することとしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	運行管理装置
	上記機器等のメーカー	(株)日立製作所
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	走行する列車を追跡・監視し、運行ダイヤに合わせて転てつ機・信号等を自動制御するとともに、案内表示、案内放送を行う装置
	部品等の用途・性能	経年劣化に伴う交換用
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号	

1153

業者特定理由書

〔物品購入〕部品等

名称	自動出改札装置保守部品	
特定業者	日本信号株式会社　北海道支店	
(特定機種)	仕様書のとおり〔日本信号㈱特定販売品〕	
特定理由	標記物品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。 　また、標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	自動出改札装置
	上記機器等のメーカー	日本信号株式会社
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	出改札、乗車券販売、精算、データ処理等
	部品等の用途・性能	上記機器を構成する部品。 経年劣化等に伴う交換用（修理用）として購入。
	特定業者とメーカーとの関係	同一企業
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号	

1156

業者特定理由書

〔物品購入〕部品等

<table>
<tr><td>名称</td><td colspan="2">8000形横揺ハリ</td></tr>
<tr><td>特定業者</td><td colspan="2">札幌川重車両エンジニアリング（株）</td></tr>
<tr><td>（特定機種）</td><td colspan="2">仕様書に掲げる川崎車両（株）製の物品とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">特定理由</td><td colspan="2">標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。
また、標記物品は納入業者が標記業者（別添に示す保守専門会社の指定のとおり）に限られる特定販売品であるため、特定することといたしたい。</td></tr>
<tr><td>本体機器・設備・システム・装置の名称</td><td>横揺ハリ（台車装置の部品）</td></tr>
<tr><td>上記機器等のメーカー</td><td>川崎車両株式会社</td></tr>
<tr><td>上記機器等の用途・性能
※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可</td><td>台車装置の部品の一つであり、走行時に台車装置で発生した振動を車体に伝えないように吸収する為の部品。</td></tr>
<tr><td>部品等の用途・性能</td><td>台車装置から車体に振動を伝えないように、吸収する部品を更新部品として購入する。</td></tr>
<tr><td>特定業者とメーカーとの関係</td><td>グループ会社</td></tr>
<tr><td>根拠規定</td><td colspan="2">地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第２号</td></tr>
</table>

1160

業者特定理由書

名　称	床揚げ蓋	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング(株)	
機種特定	札交車２６第００４５号に掲げる仕様書のとおり［川崎車両株式会社製］	
特定理由	・標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 ・また、標記物品は川崎車両㈱から保守専門会社の指定により、当該部品の購入は標記業者のみ可能なため、特定して随意契約することといたしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	南北線車両の床揚げ蓋（客室）
	上記機器等の製造メーカー	川崎車両株式会社
	上記機器等の用途・性能	客室の床面に取り付いている点検口の蓋
	部品等の用途・性能	経年劣化等に伴う交換品
	特定業者と製造メーカーとの関係	グループ会社
根拠規定	地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号	

26116/

業者特定理由書

名称	東豊線車両電動空気圧縮装置更新
特定業者	三菱電機㈱北海道支社
（特定機種）	仕様書のとおり
特定理由	標記製品は、三菱電機㈱製9000形車両電動空気圧縮装置の専用部品である。他の製品とは互換性が無く、標記製品でなければ装置に適合しないことから機種を特定いたしたい。他の製品の場合、メーカーの保証が得られない。標記製品は地下鉄の安全な運行に欠かせない部品である。 また、標記製品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、併せて業者を特定することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令　第21条の13第１項第２号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令　第11条第１項第２号

261165

業者特定理由書

名　　称	ゴムシュート 他
特定業者	日本軌道工業㈱　札幌営業所
（特定機種）	仕様書のとおり〔日本軌道工業㈱　製〕
特定理由	標記物品は、路面電車の本線レールとガードレールの間に設置し、騒音および振動の低減を目的とした部材であるが、本市路面電車用に独自設計された専用部材であるため、他の部材とは互換性が無く市場性がない。 また、納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特命することと致したい。
根拠規定	・地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 ~~・札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号ア~~

26 2024

業 者 特 定 理 由 書

〔製造請負〕 2一部更新

名　　称	南北線無線画像伝送地上装置製造（さっぽろ駅）	
特定業者	三菱電機株式会社　北海道支社	
特定理由	本件は標記南北線ホーム映像伝送装置の一部を製造するものであり、製造にあたっては、他の関連設備との関係から、標記業者特有の技術および知識（標記業者のみが所有する設備・装置・機器等）が必要であり、特定業者以外が履行した場合に、既設設備の安定的な運行に支障が生じる恐れがあるため、特定することといたしたい。	
	標記機器等の用途・性能	ワンマン化に伴う運転手の乗降監視業務の支援と旅客の安全性向上を目的に、地上から列車・駅務室・運転指令へホームのカメラ映像を伝送し、指令所での録画を行う装置である。
	メーカー独自の技術・知識・施設・設備等が必要とする事由（更新にあたり他の関連機器との関係から制約を受ける事項等）	本件は標記メーカーが構築した既設設備の一部更新であり、既設設備装置や関連機器との適正な連携を確保するためには、メーカーのみが保有する詳細な設計データが必要であるため。
根拠規定	~~地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号および~~ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第２号	

1170

業者特定理由書

名　　称	可動式ホーム柵（三菱製）オーバーホール用部品
特定業者	三菱電機プラントエンジニアリング㈱東日本本部北海道支社
（特定機種）	別添購入仕様書の通り
特定理由	本物品は、札幌市交通局が独自の仕様により三菱電機㈱が製造した可動式ホーム柵に用いられている専用部品である。 本物品は、標記装置の専用部品であり、標記機種でなければ、取付後に装置の製造者から性能保証を得られないので標記機種を特定いたしたい。 標記業者は製造者である三菱電機㈱製品の保守・修理・整備に関する業務を事業としているグループ会社であり、当該部品について製造者と同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。 また、当該部品を取扱っている納入業者が上記業者に限定される特定販売品であることから、特定することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

業者特定理由書

名　　称	可動式ホーム柵保守用部品（三菱製）
特定業者	三菱電機プラントエンジニアリング㈱東日本本部北海道支社
（特定機種）	別添購入仕様書の通り
特定理由	本物品は、札幌市交通局が独自の仕様により三菱電機㈱が製造した可動式ホーム柵に用いられている専用部品である。 本調達は、緊急修繕時等の補修用予備部品であり、標記機種でなければ、取付後に装置の製造者から性能保証を得られないので標記機種を特定いたしたい。 標記業者は製造者である三菱電機㈱製品の保守・修理・整備に関する業務を事業としているグループ会社であり、当該部品について製造者と同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。 また、当該部品を取扱っている業者が上記業者に限定される特定販売品であることから、特定することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第~~1~~2号 ~~札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号ア~~

261177

業者特定理由書

名称	東豊線9000形車両用パンタグラフ部品
特定業者	福田実業株式会社
(特定機種)	仕様書のとおり【東洋電機製造㈱製】
特定理由	標記製品は、東豊線9000形車両用集電装置の専用部品であり、他の製品とは互換性がなく、標記機種でなければ当該機器の適正な稼働が見込めないことから機種を特定いたしたい。他の製品の場合、メーカーの保証が得られない。標記製品は地下鉄の安全な運行に欠かせない部品である。 また、標記業者は東洋電機製造㈱の代理店であり、北海道における販売権及び納入業者が標記業者に限られるため、併せて業者を特定することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号

1178

業者特定理由書

名　　称	南北線車両用照明器具
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング㈱
（特定機種）	別紙仕様書　札交車26第0025号のとおり
特定理由	当該装置は客室内及び運転室内のLED照明装置である。 光源として使用している直管型蛍光灯については、令和９年末で販売停止となるだけではなく、安定器やソケットなどの主要部品が製造中止となっており、今後の維持が困難となる。また、南北線5000形車両の照明装置の一部にはグローブ付き灯具が使用されているが、鉄道に関する技術上の基準を定める省令の車両火災対策基準の改正に伴い基準を満たさないため、新設計での照明装置の更新が必要である。 標記業者は車両メーカである川崎車両から保守専門会社の指定を受けており、当該装置の更新においては標記業者のみが対応可能であることから、業者を特定することといたしたい
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

261183

業者特定理由書

名　　称	上下式転てつ器用２段減速機ほか	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社	
(特定機種)	仕様書のとおり〔川崎車両㈱〕製	
特定理由	標記物品は、下記装置の専用機器であり、他の製品とは互換性がなく、標記物品でなければ製造者の性能保証が得られないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記物品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特定することといたしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	転てつ器
	上記機器等の製造者	川崎車両㈱（川崎重工業㈱事業承継社）
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	高速電車の進路を分岐させるための線路設備
	部品等の用途・性能	転てつ器の案内軌条を上下に駆動するため及びトラバーサ式転てつ器を左右に駆動するための機器、経年劣化等に伴う交換用
	特定業者と製造者との関係	上記製造者製品のメンテナンス業務及び販売を事業としているグループ会社
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第１項第２号	

262026

業者特定理由書

〔製造請負〕・２一部更新

名　　称	【補助対象事業】南北線さっぽろ駅案内表示器製造	
特定業者	日本信号株式会社 北海道支店	
特定理由	本件は、南北線さっぽろ駅のホーム拡張事業に伴う案内表示設備および子時計の製造である。増設ホームへの設置にあたり、既存の中央装置および駅端末装置との完全なシステム互換性と連動制御が必要不可欠である。これらの一元制御には表記特定業者の独自技術及び知見を要し、他事業者での履行が不可能であることから、本事業者を特定する。	
	標記機器等の用途・性能	【用途】 さっぽろ駅新設ホーム等における乗客への運行案内および正確な時刻表示。 【性能】 既存の「中央装置」「駅端末装置」「親時計装置」と接続し、運行管理システムとリアルタイムで連動して行先・発車時刻・遅延情報等の表示および時刻同期を一元制御で行う性能を有する。
	メーカー独自の技術・知識・施設・設備等が必要とする事由 （更新にあたり他の関連機器との関係から制約を受ける事項等）	案内表示設備を制御する中央装置は、本市独自仕様に基づき令和３年度の競争入札を経て、令和４年度に日本信号株式会社（以下「メーカー」）が開発・納品したものである。 さっぽろ駅では駅端末装置を介して案内表示設備および子時計の制御を行っており、今回追加設置する機器についても、既設の中央装置および駅端末装置と接続し一元管理する必要がある。 これらの一連の信号処理や連動制御にはメーカーのみが保有する詳細な設計情報および技術が必要であり、作業手順等を熟知したメーカーによる製造でなければ対応できないため。
根拠規定	~~地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号~~ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	